

1. ガイドラインの公表について

- 本委員会での指摘事項を踏まえ、事務局にてガイドラインの最終案を作成し、各委員へ意見照会を実施する。その後、岡安委員長と相談のうえ、今年度中にガイドラインを公表する。

2. 三大湾における検討結果の公表について

- 本委員会での指摘事項を踏まえ、三大湾WGで作成したフェーズ別高潮対応計画を各地方整備局において今年度中に公表する。

3. ガイドライン公表後の対応について

- 検討した高潮対策を港湾BCPへ反映させる。
- 毎年台風シーズン後、フェーズ別高潮対応計画の見直しを実施する。
- ガイドラインの周知を図り、三大湾以外の高潮被害が想定される港湾においてもガイドラインに基づく高潮対策を実施していく。